

(様式第2号)

團體概要書

団体の名称	特定非営利活動法人スクデットスポーツプランニング
団体所在地	奈良県奈良市高畑町 661 番地の 1
活動の開始年月	平成 17 年 2 月
法人格	・ ☒ あり ・ 申請中 ・ なし （該当するものに○印をつけてください）
認証・許可年月日	平成 17 年 1 月 27 日 所轄：奈良県
活動分野 （主なもの 3 つ程度までに○をつけて下さい）	1. 保健・医療 2. 福祉 ③. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 ⑩. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 ⑱. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他（ ）
主な活動対象地域	奈良市
現在の活動内容	地域スポーツの振興及びスポーツの普及のため、地域総合型スポーツクラブに取り組んできた。活動競技は主にサッカーをはじめ陸上にも力を入れている。現在 少年サッカー・陸上 中学サッカー 社会人サッカーが主である。近年 幼児サッカーにも取り組み始め、奈良市内の 5 つの幼稚園に指導者を派遣しサッカー教室を開校している。また、高齢者のグラウンドゴルフをすることにより、「生涯健康」を合言葉に、スポーツ事業を推進している。 個人会員数約 250 人 ： 団体会員団体 0 ： 専従職員 5 人
これまでの活動実績 （行政や企業、他団体との協働事業実績を含む）	日本サッカー協会に少年・中学を登録し、サッカー協会が主催する大会に進んで参加している。実績としては、県大会・関西大会優勝など数々の実績を積んできた。また、企業と「青少年の健全育成」を図るため、年間大会イベントを数回企画し、奈良県内をはじめ他府県よりチームを招待し、開催してきた。また、奈良県スポーツ振興課の助言を受け、toto くじの助成も受けている。
寄附者への P R （寄附を活用して取り組みたい活動内容）	私たちが目指すクラブ目標は、スポーツ活動で個人を笑顔にし、躍動感溢れる地域を創ることによって社会貢献したいという願いがある。クラブのキャッチフレーズは「君の力は無限大」である。この意味はスポーツを始めたことをきっかけに、つらいときやきついときがあっても、最後まで諦めず努力し続ける力を養い、自身のもつ可能性を最大限に生かし、社会人になったとき、その活動がどんな場面にもいかされる人生を送ってもらいたいという意味が込められている。これからも生涯スポーツ、楽しく笑顔になれるスポーツ活動を目指していきたい。また、寄付をいただければ、育成年代のイベントや大会開催に活用させていただきたいと考えています。

特定非活動法人

スクデットスポーツプランニング 定款



特定非営利活動法人スクデットスポーツプランニング定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スクデットスポーツプランニングという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市高畑町 661 番地の 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツを通じて、自己実現を目指す者や、地域に貢献しようとする者に対して、スポーツの指導や普及に関する事業を行い、地域スポーツの振興、青少年の健全育成、指導者の育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域スポーツ支援事業
 - ② 地域スポーツ指導者育成事業
 - ③ 地域間交流促進事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

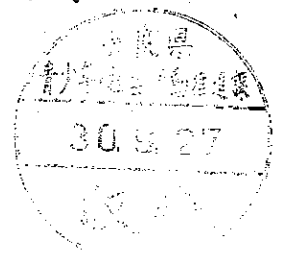
(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。



- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

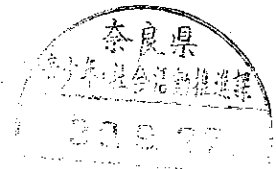
第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。



(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項



(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

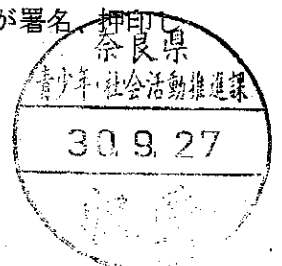
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。



第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

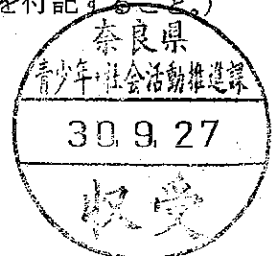
第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果



- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経

なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨時の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 5 分の 4 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 5 分の 4 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において定めるものに譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 5 分の 4 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	阿保和宏
副理事長	清水邦宏
副理事長	倉田好子
理事	圓山裕史
同	森田まゆみ
同	鈴木千鶴
同	井上茂樹
監事	東 雅子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) 入会金 0円
- (2) 月会費 2,000円

賛助会員

- (1) 入会金 0円
- (2) 年会費 1,000円



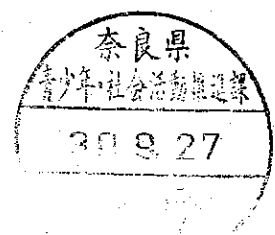
平成 30 年 7 月 1 日

定款の原本に相違ありません。

奈良市高畑町 661 番地の 1

特定非営利活動法人スクデットスポーツプランニング

理 事 森 田 ま ゆ み



平成30年度 事業報告書

平成 30年 4月 1日から平成 31年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 スクデットスポーツプランニング

1 事業の成果

平成30年度は総合型スポーツクラブとして、サッカー・陸上・グランドゴルフクラブを開設した。その中で競技に応じたイベント・大会・遠征など、充実した企画運営することにより、地域のスポーツ活動を支援し、地域間または他府県との交流促進に寄与することが出来た。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事 者の 人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (円)
地域スポーツ支 援事業	※スクール募集ビラの作成・ 配布	5月	市内小学 校	各3名	0	0
	※スポーツクラブ支援のため の大会企画運営	年10回	県内施設	各3名～ 8名	小・中学生 (80～50人/回)	0
	※グランドゴルフ教室	年12回	県内施設	2名		150,000
	※スポーツクラブ支援のため の遠征企画	年10回	県内・他 府県施設	2名	小・中学生 (20～30人/回)	0
	※サッカー体験イベント	年3回	市内小学 校	各5名	0	0
	※幼稚園サッカー教室	年15回	市内幼稚 園	各2名	0	0
	※小中学生サッカー教室	月8回	県内・他	各2名	小・中学生 (30～40人)	0
地域スポーツ指 導者育成事業 地域間交流促進 事業	※公認指導者講習	通年	奈良県	10名	0	
	※地域別サッカー交流大会	毎月	奈良市施 設・小学 校	各3名～ 5名	0	180,246
	※地域交流のための若草山登 山	10月	奈良市	10名	幼～大人115人	0
						0

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	支出額 (千円)
------------	------	----------	----------	------------	-------------

1.6.26

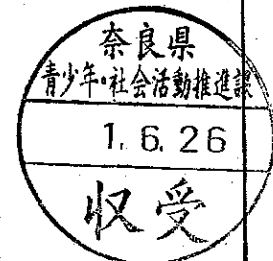
収受

2018年度 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

2018年4月1日～2019年3月31まで

特定非営利活動法人スクデットスポーツプランニング

科 目	金 額 (単位:円)	
I 経常収益の部		
1 入会金・会費収入	377,000	377,000
2 事業収入		
①地域スポーツ支援事業	3,893,988	3,893,988
②地域スポーツ指導者育成事業	0	
③地域間交流促進事業	0	
事業収入	0	0
3 寄付金	0	0
4 補助金等収入	3,891,000	3,891,000
5 その他の収入		
受取利息	15	15
当期収入合計		8,162,003
II 経常経費の部		
1 事業費		
① 地域スポーツ支援事業	150,000	
② 地域スポーツ指導者育成事業	0	
指導者講習会	180,246	
③ 地域間交流促進事業	0	
給与手当	2,480,000	
講師料	2,080,000	
広告宣伝費		
備品消耗品費		
車両燃料費	427,830	
賃借料	1,020,000	
支払保険料	124,500	
修繕費	342,615	
租税公課	35,000	
通信費	18,193	
諸会費	10,000	
雑費	48,492	6,916,876
2 管理費	0	0
当期支出合計		6,916,876
当期収支差額		1,245,127
前期繰越収支差額		3,061,373
次期繰越収支差額		4,306,500
(正味財産増減の部)		
III 正味財産増加の分		
当期収支差額	1,245,127	
車両増加額	0	0
増加額合計		1,245,127
IV 正味財産減少の部		
1 資産減少額		
減価償却	508,458	508,458
減少合計額		508,458



当期正味財産増減額			736,669
前期繰越正味財産			4,075,247
期末正味財産合計			4,811,916



(様式第3号)

令和2年1月27日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名：特定非営利活動法人スクデットスポーツプランニング

役 職 名	氏 名	住 所
理事長	森田まゆみ ✓	
理事	倉田好子 ✓	
"	阿保和宏 ✓	
"	清水邦広 ✓	
"	畑中里美 ✓	
"	圓山裕史 ✓	
"	井上茂樹 ✓	
"	曾我朋代 ✓	
"	疋田瑛平 ✓	
監事	浜田鉄也 ✓	

(注) この用紙に記載された情報を PDF 化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。